二　前号に掲げる者のほか、個人特定事項が少年又は保護者に知られることにより刑事訴訟法第二百七十一条の二第一項第二号イ又はロに掲げるおそれがあると認められる者

6　前項の同行状に代わるものには、本人の氏名、年齢及び住居、同項の規定により当該個人特定事項を明らかにしない方法により記載した審判に付すべき事由、当該同行状に代わるものが同項の規定によるものである旨、同行すべき場所、同行状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず同行状に代わるものはこれを返還しなければならない旨、同行状発付の年月日並びに同行状に記名押印した裁判長又は裁判官の氏名を記載し、裁判長又は同行状を発する裁判官が、記名押印しなければならない。

7　第二項の同行状と同時に交付する同行状に代わるものには、前項の記載事項のほか、特に当該同行状の発付を必要とする理由を記載しなければならない。

8　裁判長は、法第十二条第二項の規定により第二項の同行状を発すると同時に同行状に代わるものを交付する場合には、法第十二条第二項の規定により第二項の同行状を発する旨を同行状に代わるものに記載しなければならない。

第十八条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3　前条第五項の規定による同行状に代わるものの交付があつた場合における前二項の規定の適用については、第一項中「本人に示して」とあるのは「第十七条第五項の同行状に代わるものを本人に示して」と、前項中「同行状を」とあるのは「第十七条第五項の同行状に代わるものを」と、「審判に付すべき事由及び」とあるのは「同行状に記載された個人特定事項のうち第十七条第五項の同行状に代わるものに記載がないものを明らかにしない方法により審判に付すべき事由を告げるとともに、」と、同項ただし書中「同行状」とあるのは「第十七条第五項の同行状に代わるもの」とする。

第十九条の三に次の一項を加える。

2　前項の規定により審判に付すべき事由の要旨を告げる場合において、当該審判に付すべき事由に含まれる個人特定事項が次に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、相当と認めるときは、当該個人特定事項を明らかにしない方法により審判に付すべき事由の要旨を告げることができる。

一　次に掲げる事件の被害者

イ　法第三条第一項第一号に掲げる少年に係る事件であつて刑事訴訟法第二百七十一条の二第一項第一号イ若しくはロに規定する罪のもの又は法第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件であつて刑事訴訟法第二百七十一条の二第一項第一号イ若しくはロに規定する罪に係る刑罰法令に触れるもの

ロ　イに掲げる事件のほか、法第三条第一項第一号又は第二号に掲げる少年に係る事件であつて、刑罰法令に触れる行為の態様、被害の状況その他の事情により、被害者の個人特定事項が少年又は保護者に知られることにより刑事訴訟法第二百七十一条の二第一項第一号ハ⑴又は⑵に掲げるおそれがあると認められる事件

二　前号に掲げる者のほか、個人特定事項が少年又は保護者に知られることにより刑事訴訟法第二百七十一条の二第一項第二号イ又はロに掲げるおそれがあると認められる者

第二十四条の二第四項中「前三項」を「前四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項本文」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項本文の規定により罪となるべき事実を告げる場合において、当該罪となるべき事実に含まれる個人特定事項が次に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、相当と認めるときは、当該個人特定事項を明らかにしない方法により罪となるべき事実を告げることができる。

一　次に掲げる事件の被害者

イ　刑事訴訟法第二百一条の二第一項第一号イ又はロに掲げる事件

ロ　イに掲げる事件のほか、犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者の個人特定事項が本人又は保護者に知られることにより刑事訴訟法第二百一条の二第一項第一号ハ⑴又は⑵に掲げるおそれがあると認められる事件

二　前号に掲げる者のほか、個人特定事項が本人又は保護者に知られることにより刑事訴訟法第二百一条の二第一項第二号イ又はロに掲げるおそれがあると認められる者

第二十九条の二に次の一項を加える。

2　第十九条の三第二項の規定は、前項の規定による審判に付すべき事由の要旨の告知について準用する。

第四十二条第三項中「第十八条」を「第十八条第一項、第二項及び第四項から第六項まで」に改める。

第五十七条第五項中「から第三項まで」を「、第二項及び第四項」に改める。

（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則の一部改正）

第三条　犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則（平成十二年最高裁判所規則第十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第二十条」に、「第二十条・第二十一条」を「第二十一条―第二十三条」に、「第二十二条―第二十七条」を「第二十四条―第二十九条」に、「第二十八条―第三十二条」を「第三十条―第三十四条」に、「第三十三条―第三十五条」を「第三十五条―第三十八条」に、「第三十六条」を「第三十九条」に改める。

第一条中「第三十四条第二項」を「第三十五条第二項」に改める。

第十九条第一項中「第三十六条第一項」を「第三十九条第一項」に改める。

第三十六条を第三十九条とし、第六章第四節中第三十五条を第三十八条とし、第三十四条を第三十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（検察官に対する調査嘱託・法第四十二条）

第三十七条　法第四十二条第四項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の四第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定により、法第四十二条第一項又は同条第四項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の二第二項の決定に係る個人特定事項に係る者の意見を聴くに当たって、その者の連絡先を明らかにするためその他必要があると認めるときは、第二十条の規定を準用する。

第三十三条の見出し中「第三十九条」を「第四十条」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十二条の見出し及び同条第一項中「第三十六条」を「第三十七条」に改め、第六章第三節中同条を第三十四条とする。

第三十一条の見出し中「第三十六条」を「第三十七条」に改め、同条第一項中「第三十六条」を「第三十七条」に、「第三十八条第四項」を「第三十九条第四項」に、「第三十五条第二項」を「第三十六条第二項」に改め、同条を第三十三条とする。

第三十条の見出し中「第三十四条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条第一項中「第三十四条第一項」を「第三十五条第一項」に、「第三十八条第四項」を「第三十九条第四項」に、「第三十八条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十九条の見出し中「第三十三条」を「第三十四条」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十八条の見出し中「第三十三条」を「第三十四条」に改め、同条第一項中「第三十三条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条第三項中「第四十条」を「第四十一条」に改め、同条を第三十条とする。

第二十七条の見出し中「第三十二条」を「第三十三条」に改め、同条中「第三十二条第三項」を「第三十三条第三項」に改め、第六章第二節中同条を第二十九条とする。

第二十六条の見出し中「第三十二条」を「第三十三条」に改め、同条中「第三十二条第一項第二号」を「第三十三条第一項第二号」に改め、同条を第二十八条とし、第二十五条を第二十七条とする。